

事 務 連 絡
令和2年4月10日

市内介護保険事業所 管理者 様

あま市福祉部高齢福祉課長

新型コロナウイルス感染症対策愛知県緊急事態宣言に基づく高齢者
施設等の対応について（通知）

介護保険事業所におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため日々ご対応いただき、心より御礼申し上げます。

県は、新型コロナウイルス感染症に関する全国及び愛知県の感染状況等にかんがみ、その拡大を防止するため「愛知県緊急事態宣言」を令和2年4月10日に発出しました。

この緊急事態宣言では、「県民の日常生活の維持に必要な事業活動については、感染防止対策に留意の上、継続を要請する。」とされています。

介護保険事業所におかれましては、感染防止対策に留意の上、事業の継続に努めていただけるようお願いいたします。業務継続を行う上で、必要な情報（令和2年4月10日時点）を別紙のとおりまとめました。

別紙の内容を確認し、各事業所での対応方針の検討及び職員全体に周知徹底いただくようお願いいたします。

介護保険係
電話番号 052-444-3141
FAX番号 052-443-3555

1 新型コロナウイルス感染症 愛知県緊急事態宣言

愛知県公式Webサイトより

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/>

2 新型コロナウイルス感染拡大防止を防ぐための対応について

新型コロナウイルス感染症への対策として、クラスター（集団）の発生を防ぐことが重要です。複数の利用者が同じ空間に集まり、近距離での会話や機能訓練等を行うなど「**3つ（密閉・密集・密着）の密**」に相当する場面が生じることも想定されるため感染防止対策に留意の上、ご対応ください。

新型コロナウイルス感染症に対する感染防止については、**関係通知①**を確認し、職員全体に周知徹底いただくようお願いいたします。特に「**介護保険最新情報 Vol.808「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）令和2年4月7日付**」にて各種サービスにおける**感染拡大防止のための留意点が具体的に示されていますので確認ください。**

関係通知①

- ・介護保険最新情報 Vol. 768「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る。）における感染拡大防止のための留意点について」令和2年2月24日付
- ・介護保険最新情報 Vol. 769「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について」令和2年2月24日付
- ・介護保険最新情報 Vol. 777「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」令和2年3月6日付
- ・介護保険最新情報 Vol. 808「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」令和2年4月7日付
- ・介護保険最新情報 Vol. 815「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（令和2年3月6日付事務連絡）」及び「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（令和2年4月7日付事務連絡）」に関するQ&Aについて 令和2年4月9日付
- ・高齢者介護施設における感染対策マニュアル 改訂版（厚生労働省）

3 休業または臨時休業時の取扱いについて（自主的な休業を含む）

現在において県等による社会福祉施設等に対して休業要請は行われていませんが、今後、休業等の要請が行われる可能性もあります。そのため、休業等の要請に備えたサービス利用時の調整を少なくとも次のアからエについて事前に行うなどの対応をお願いします。

ア. 利用者の状況把握

利用者の体調、家庭環境（サービス利用休止時の介護力含む）、緊急連絡先

イ. サービス利用調整の検討及び介護サービス事業所の人員基準等の臨時的取扱い

サービス提供の休止や縮小について、要請があった場合を想定して利用者ごとの対応を検討する。

例えば、通所介護（地域密着含む）職員による訪問、利用回数の削減、他事業所の利用や訪問介護への振替、介護度の高い利用者を優先等の検討を行う。

ウ. 利用者・利用者家族への説明

サービス内容に変更が生じる可能性があることを利用者・利用者家族に対して丁寧に説明をする。

エ. 居宅介護支援事業所との協議

サービス提供の休止や縮小となった場合を想定して、サービスの必要性等について、居宅介護支援事業所（介護予防支援事業所含む）と具体的に協議する。

また、学校等の休業に伴う人手不足または感染防止等を理由として社会福祉施設等の設置者等の判断により、**やむを得ず自主的に臨時休業（以下、臨時休業という。）**する場合は、**臨時休業前に担当（あま市高齢福祉課 介護保険係）までご連絡ください。**

通所介護（地域密着型含む）等においては、臨時休業の対応として居宅を訪問してサービスを提供するといった介護報酬の特例が認められています。具体的な取扱いについては、次の**関連通知②**介護保険最新情報 Vol. 770「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）令和2年2月24日付」等を確認ください。

なお、**新型コロナウイルス感染拡大防止に係る休業・臨時休業の場合においては、「休止届」の提出は不要です。**

関係通知②

- ・新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（厚労省通知 令和2年2月17日付）
- ・介護保険最新情報 Vol. 770「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」令和2年2月24日付
※介護保険最新情報 Vol. 770 に対する Q & A が次のとおり通知されています。
合わせて介護保険最新情報 Vol. 773、779、796、809、813 も確認ください。
- ・介護サービス事業所に休業を要請する際の留意点について（厚労省通知 令和2年3月6日付）
- ・介護保険最新情報 Vol. 810「介護サービス事業所に休業を要請する際の留意点について（その2）」令和2年4月7日付

4 感染者が確認された場合の対応について

次の**関係通知③**を確認し、事業所としてどのように対応するか、あらかじめ検討してください。

関係通知③

- ・介護保険最新情報 Vol. 777「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」令和2年3月6日付
- ・介護保険最新情報 Vol. 808「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」令和2年4月7日付

5 新型コロナウイルス感染症に伴う対応に関する本市の通知等

新型コロナウイルス感染症に伴う対応に関する本市の通知等については、あま市公式Webサイトに掲載していますので確認ください。

<https://www.city.ama.aichi.jp/kurashi/fukushi/1006247.html>

6 相談窓口について

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口を厚生労働省及び愛知県が開設しています。

発熱や咳、息切れ等の症状がある方や、海外から帰国、入国された方、あるいは新型コロナウイルス感染症の患者と濃厚な接触があった方は、**必ず医療機関を受診する前に保健所に電話で相談し、指示を受けてください。**

- ・津島保健所 電話 0567-24-6999
開設時間 平日：午前9時から午後5時まで
夜間・土、日、祝日：オンコール（24時間）体制
- ・厚生労働省専用ダイヤル 0120-565653（フリーダイヤル）
受付時間：午前9時から午後9時まで